

国土交通省における 「グリーンインフラ」の 推進に向けた取組

国土交通省 総合政策局 環境政策課 課長補佐 いちまる 一丸 ゆうむ 結夢

1

はじめに

「グリーンインフラ」は、1990年代後半から、浸水対策、生物多様性の保全、社会資本の再整備などを目的として、欧米を中心に取組が進められてきた。

日本においても、さまざまな分野で研究が進められており、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」として、2015年に国土形成計画に初めて位置付けられた。

その後、国土交通省では、2019年に「グリーンインフラ推進戦略」を策定し、社会資本整備や土地利用等において、グリーンインフラの社会実装を推進し、防災・減災、環境保全、地域振興といった地域課題の解決を目指すこととし、率先して国土交通省が実施すべき施策の方向性についても示している。

2

グリーンインフラに関する 社会情勢の変化

前述したグリーンインフラ推進戦略に基づく施策の着実な実施により、我が国においてもグリーンインフラの概念が定着し、産学官の取組が広がりつつあるが、策定から4年が経過し、グリーン

インフラに関連する社会情勢にも大きな変化が生じている。世界的に、生物多様性や気候変動に関する動きが加速し、ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）やカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させて、排出量を実質的にゼロにすること）の実現に向けた取組が大きな潮流となっている。

ネイチャーポジティブに関しては、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された2030年に向けた生物多様性の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という2030年ミッションの下、30 by 30やビジネスの影響評価・開示、生態系の価値の統合等に関する目標が合意された。

これを受け、日本でも2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、グリーンインフラの推進を含む「自然を活用した解決策（NbS）」の考え方を取り入れた施策を強化する旨が示された。本年9月には自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Task Force on Nature-related Financial Disclosures）の最終提言が公表される予定であり、事業者が自然への依存と影響の関係、またそれによるリスクと機会の把握及び開示が事業者等に求められるようになる

など、企業の経済活動と生物多様性の保全を結び付ける国際的な関心が高まっている。

気候変動については、地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ1.5℃に抑えるためには、地球規模での2050年カーボンニュートラルの実現が必要とされている中で、世界的にそれに向けた動きが加速化している。我が国においても、2020年10月、2050年カーボンニュートラルの実現を宣言し、この2050年目標と統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしている。

これらの世界的な潮流も踏まえ、政府の方針としては、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において、ネイチャーポジティブの施策が位置付けられ、グリーンインフラの推進が掲げられている。

以上のように、環境に関する世界的な潮流、社会情勢の変化を受け、これらの課題解決に資するグリーンインフラを社会資本整備やまちづくり、土地利用等において一層推進させることが重要となっている。

3 グリーンインフラの推進に向けた国土交通省の取組

(1) グリーンインフラ官民連携プラットフォームの設置

グリーンインフラの社会実装を推進するため、2020年3月に、産官学の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という）を設置し、活動を行っている。このプラットフォームの会員数は2023年4月現在、1,700以上に達している（図-1）。

プラットフォームでは、企画・広報部会、技術部会、金融部会の3部会を設置し、グリーンインフラの社会的な普及、活用技術やその効果評価などに関する調査・研究、資金調達手法といった検討を進め、グリーンインフラの社会実装を推進している。

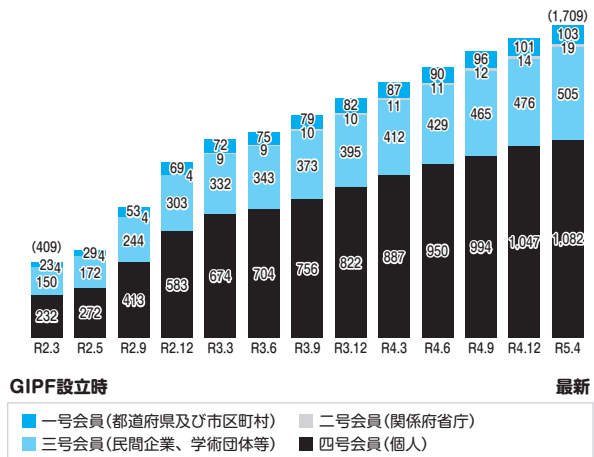


図-1 グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員数の推移

① 企画・広報部会

企画・広報部会では、グリーンインフラの普及のための広報や官民連携の枠組みを企画することなどを目的に活動している。グリーンインフラの普及に関しては、グリーンインフラに関する取組事例を募集し、優れた取組を表彰する「グリーンインフラ大賞」を実施している。このグリーンインフラ大賞を受賞した事例など、優れたグリーンインフラへの取組事例を「グリーンインフラ事例集」として取りまとめ、公表している。

また、シンポジウム、オンラインセミナー、業界ワークショップを開催し、多様なバックグラウンドを持った方々の参加により、幅広い視点からグリーンインフラについて一緒に考え、今後の取組のヒントになるような場を提供している。さら

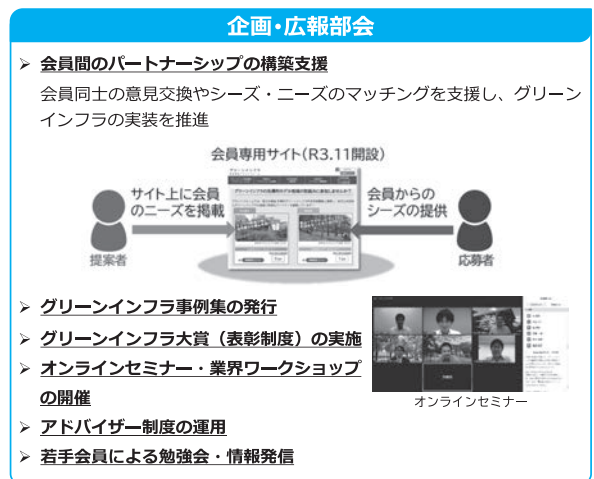


図-2 企画・広報部会の活動イメージ

に、プラットフォームの会員による取組を支援するため、「アドバイザー制度」の創設等を企画し、分野横断、官民連携で情報を交換する場を設けている（図-2）。

② 技術部会

技術部会では、グリーンインフラを導入する上で重要なポイントとなる自然環境が有する多様な機能や効果の適切な評価について検討し、技術的要素を体系的に整理することなどを目的に活動している。

プラットフォームの会員から募集したグリーンインフラに関する技術・手法を整理した「グリーンインフラ技術集」を公表している。これは、技術指針の策定や評価手法の開発等に向けた第一歩として、プラットフォームの会員からグリーンインフラに関連する技術を幅広く収集し整理したものである。

収集された技術・手法は「推進・計画設計技術（広報・啓発）」、「要素技術」、「評価手法」、「資金調達手法」の4つの区分で分かりやすく整理されている。今後も、多様な技術を収集するとともに、精度の向上を図ることで、グリーンインフラの導入に積極的に取り組む各主体の参考となるようバージョンアップを図る予定である（図-3）。

技術部会

- ▶ **グリーンインフラ技術の収集・紹介**
 - ・グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術を収集し、技術集を公表
- ▶ **効果・評価手法の検討**
 - ・7つのWGにおいて、グリーンインフラの多様な効果を定量的に評価する手法・指標等について検討

技術部会WGの検討体制

- 総合評価グループ
- 都市浸水対策グループ
- 猛暑対策グループ
- 生物多様性保全グループ
- 温室効果ガス削減グループ
- 地域経済振興グループ
- 健康増進グループ

図-3 技術部会の活動イメージ

③ 金融部会

金融部会では、金融機関・投資家・地方公共団体の財務部局等に向けたグリーンインフラに関する普及啓発資料の作成や資金調達手法、実証スキ

ーム等を収集・整理し、グリーンインフラの導入を目指す主体と資金提供者（投資家、金融機関等）をつなぐことなどを目的に活動を行っている。また、ESG投資の気運が高まる中、グリーンインフラの多機能性がもたらす効果（インパクト）や、それをもとにした海外投融資の事例の紹介を行い、投資家・金融機関に対して、グリーンインフラ投資を促すことなどについて検討を行っている。

さらに、会議やオンラインセミナーにおいて、ファイナンスの専門家より情報提供された資料をもとに、活用可能な資金調達手法を整理した「金融部会資料集」を整理し、公表している（図-4）。

金融部会

- ▶ **金融機関等に向けたアピールの実施**
 - ・金融機関・投資家・自治体の財務部局等向けのグリーンインフラの普及啓発資料を作成
- ▶ **資金調達モデルの検討**
 - ・金融機関と連携したグリーンインフラの資金調達手法や実証スキームのモデル事例等を検討

【資金調達手法の例】
 グリーンボンド、SIB（Social Impact Bond）、クラウドファンディング、ふるさと納税 など

図-4 金融部会の活動イメージ

その他、プラットフォームにおけるグリーンインフラの普及に関しては、2023年2月に「グリーンインフラ産業展」（主催：日刊工業新聞社）を初めて開催した。その中で、シンポジウムやウェビナー等を実施し、46社・団体の出展、約17,000人以上の方が訪れるなど、一定の成果を得られた。

グリーンインフラの一層の普及のため、第2回目となる「グリーンインフラ産業展2024」を2024年2月に開催予定である。会場での展示や、併催シンポジウム等によるマッチング・情報交換を通じて、グリーンインフラに関する多様な知見や技術を得られる場となるよう国土交通省としても協力していく。ぜひ多くの方にご出展、ご参加を賜りますようお願い申し上げます（図-5）。



図-5 「グリーンインフラ産業展 2024」チラシ

(2) 先導的グリーンインフラモデル形成支援

「先導的グリーンインフラモデル形成支援」は、官民連携・分野横断による先導的なグリーンインフラモデルを形成するとともに、全国への展開を目指すものである。プラットフォームによるサポート、コンサルタントや専門家の派遣に加え、地方公共団体と連携して取り組む団体の募集（パートナーシップ構築支援）、連携団体による支援など、より充実した支援を行っている。この支援により、地方公共団体によるグリーンインフラ基本構想の策定、地域における体制づくり、事業化に向けたアドバイスの実施、定量的な効果測定の実施、資金調達スキーム等の作成を行っている（図-6）。

この支援は今年度で4年目を迎えたが、今後も支援先の意見も踏まえながら、支援内容を充実さ

せグリーンインフラがさらに国内で推進されるよう努める。

(3) グリーンインフラ創出促進事業

「グリーンインフラ創出促進事業」は、グリーンインフラに関する新技術・サービスの開発を促進するため、民間企業等による自然環境の多様な機能を利用する技術で実用段階に達していないものの開発支援を行うことを目的に開始された。

グリーンインフラの社会実装により、地球温暖化の緩和、防災・減災、ポストコロナにおける健康でゆとりある生活空間の形成等を推進するため、産学による先端的な技術開発を促進するとともに、産官学の多様な主体の連携により、開発された技術の社会的な普及を目指すものとしている。

今年度は4事業を選定し、今後、当該技術等を用いて、実証フィールドでの検証を行い、その実用可能性などを取りまとめる予定である（図-7）。

(4) 「グリーンインフラ支援制度集」の公表

「グリーンインフラ支援制度集」は、グリーンインフラに取り組もうとする地方公共団体や民間事業者における取組の後押しを目的に、国土交通省、農林水産省、環境省の3省が協力して作成しており、令和2年度から開始したものである。

令和5年度版として新たに取りまとめた支援制度集では、令和4年度版からの情報更新に加え、グリーンインフラの導入にあたり活用が想定され

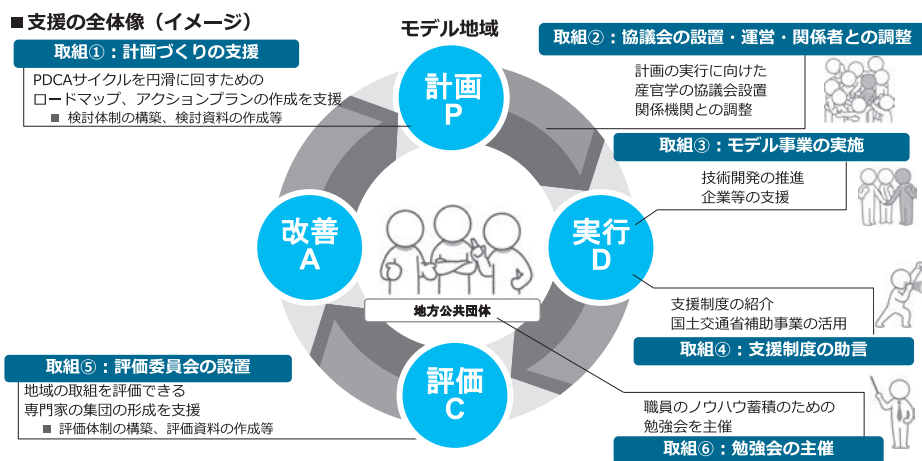


図-6 グリーンインフラ形成支援の全体イメージ

図-7 令和5年度の「グリーンインフラ創出促進事業」チラシ

る制度として新たに3件を追加し、計30件の制度を掲載している。

各省庁等における支援制度の内訳は、「国土交通省：16件（重複あり）、農林水産省：9件（重複あり）、環境省：3件、省庁以外の支援制度として公益財団法人等：4件」となっている。

令和5年度版では、国土交通省から、「都市再生推進法人」、「都市利便増進協定」、「河川空間のオープン」の3件の制度を追加した（図-8）。

4 おわりに

以上に紹介したグリーンインフラの推進に向けた取組に加え、前述したような社会情勢の変化等を踏まえた「グリーンインフラ推進戦略」の改定を今夏に予定している。グリーンインフラを官民が一体となり、あらゆる社会資本整備やまちづくり・土地利用等においてグリーンインフラを実装（ビルトイン）させることができるよう改定する予定である。

本稿で紹介したグリーンインフラの推進に向けた取組を含め、グリーンインフラに関する情報等については国土交通省のグリーンインフラポータルサイト、またはグリーンインフラ官民連携プラットフォームのホームページから確認することが



図-8 グリーンインフラ支援制度集 令和5年度版

できる。

プラットフォームの会員になることで、会員限定情報の閲覧や、イベント・セミナー・分科会への参加、専門家からのアドバイス・パートナーシップの構築等が可能となるため、ご興味のある方はぜひ登録をお願いします。

最後に、社会資本整備やまちづくり・土地利用等に携わる皆さまにおかれましては、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動などを通じて、グリーンインフラの推進について、ご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。